

平成30年5月25日

保安教育用DVD等貸出要領

1. 目的

鉱山及び製錬所（以下「鉱山等」という。）が保安教育用及び鉱害防止技術教育用のDVD及びビデオテープ（以下「保安教育用DVD等」という。）を借用し、活用することにより保安の向上を目的とする。

2. 運営方法

①管理

- (1) 貸出するDVD等は、別紙1「貸出DVD等一覧表」のとおりとし、関東東北産業保安監督部東北支部鉱山保安課（以下「鉱山保安課」という。）で管理する。
- (2) 保安教育用DVD等の貸出は鉱山等に無償で行うこととする。

②貸出・返却

- (1) 保安教育用DVD等の貸出を希望する鉱山等は、別紙2「保安教育用DVD等貸出申込書」を鉱山保安課に提出するものとする。
- (2) 鉱山保安課は、前項による申込みが適当と認められる時は、貸出希望鉱山等に対して保安教育用DVD等を貸出すものとする。
- (3) 保安教育用DVD等の貸出期間は原則2週間以内とする。
- (4) 鉱山等は保安教育用DVD等の貸出期間が満了するまでに返却することとし、返却の場合は当支部到着日を返却完了日とする。
- (5) 鉱山保安課が保安教育用DVD等を送付により貸出す際は着払いとし、鉱山保安課に返却する際は前払いとする。
- (6) 保安教育用DVD等を返却する際は、別紙3「保安教育用DVD等利用アンケート」に回答の上、併せて返却すること。

3. その他

- (1) 鉱山等は保安教育用DVD等の保管管理に万全の注意を払うこと。
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触する行為（複写、有料貸与、営利的放映、又貸し等）を行わないこと。
- (3) 鉱山等における保安教育のためにのみ使用すること。
- (4) 鉱山保安課は鉱山等が上記の事項を違反し、かつ、是正される見込みがないと認められる時は、当該使用を禁止し、貸出を取り消すことが出来る。
- (5) その他、この要領に定めのない事項は、鉱山等と鉱山保安課が協議して決定する。

附 則

この要領は、平成30年5月25日から施行する。

貸出DVD等一覧表

平成30年5月15日更新

| 保安教育用DVD等(鉱業労働災害防止協会作成) | | |
|-------------------------------------|-----|--------|
| 1. 採石業におけるリスクアセスメントの導入 | DVD | ビデオテープ |
| 2. 砕石プラントにおける労働災害防止 | DVD | ビデオテープ |
| 3. ダンプトラックによる労働災害防止 | DVD | ビデオテープ |
| 4. ベルトコンベアによる災害防止 | DVD | ビデオテープ |
| 5. リスクアセスメントによる墜落・転倒災害の防止 | DVD | ビデオテープ |
| 6. リスクアセスメントによるはさまれ・巻き込まれ災害の防止 | DVD | |
| 7. 労働安全衛生マネジメントシステム | DVD | ビデオテープ |
| 鉱害防止技術教育用DVD((独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構作成) | | |
| 0. 鉱害防止技術教育用映像シリーズの紹介 | DVD | |
| 1. 休廃止鉱山における鉱害防止対策の概要 | DVD | |
| 2. 休廃止鉱山における鉱害防止対策の概要 ～地方公共団体向け～ | DVD | |
| 3. 水系調査技術 | DVD | |
| 4. 坑道耐圧閉そく技術 | DVD | |
| 5. 坑道取明編 | DVD | |
| 6. 集積場技術 | DVD | |
| 7. 集積場対策工事編 | DVD | |
| 8. 坑廃水処理の原理 | DVD | |
| 9. 殿物繰返し中和法編 | DVD | |
| 10. 坑廃水処理場の維持管理 | DVD | |

※鉱害防止技術教育用DVDについては、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構でも貸出を行っています。